

Title	フランスにおけるスタートアップ支援
Author(s)	八木岡, しおり
Citation	年次学術大会講演要旨集, 32: 267-269
Issue Date	2017-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/15032
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

フランスにおけるスタートアップ支援

○八木岡しおり（JST CRDS 海外動向ユニット）

フランスでは目下、国が積極的にスタートアップ支援をおこなっており、その内容は支援の担い手である高等教育・研究・イノベーション省、各自治体、経済省各々がターゲット層を絞る事により多少異なっている。

公的研究機関発のスタートアップに関しては過去様々な施策を重ねる中、2014 年技術移転促進組合（SATT）が国の大規模投資計画である〈将来への投資〉（Programme d'investissements d'avenir）の資金援助を受けて CNRS を始めとする公的研究機関由来のシードファンディング及び市場への送り出しを加速している。（将来への投資の総額は 10 年間で 856M€である。）SATT は民間企業として始動してまだ 2 年である為、結果を判定するには時期尚早であるが今後の推移が注目される。

本稿では公的研究機関発のスタートアップをめぐる状況に焦点をあて、公的研究機関の研究者の身分について重要な情報と思われるアレグル法、政府の大規模投資〈将来への投資〉施策により始動した技術移転促進組合（SATT）をめぐる動き、次世代の育成への布石として 2014 年に全国的に始まった、大学での起業家育成について述べる。

1. アレグル法

フランスではスタートアップ支援に限定した法律は特にないが、関連の法律として 1999 年のアレグル法を挙げたい。本法律は公的研究成果を民間企業に移転する事による経済成長と雇用の増進効果を狙った法律でありフランス版バイドール法と言えるが、同時に大学・研究機関の研究者が国立研究機関の研究者であるステイタスを保持しつつ起業し、かつ元の公的機関に戻ることを可能とした法律である。条文には公的研究機関の研究者が起業をする際選ぶことができるの 3 つの条件条項が定められている。

25-1 項：社長あるいは共同経営者として技術移転を行なう場合は最長 6 年間公的研究機関での就業を停止し、新会社の事業に従事することができる。

25-2 項：科学技術アドバイザーとして、公的研究機関にて得た競争的技術開発の成果を新会社で製品に展開する事ができる。期間は 5 年で契約更改は可能。許容出資比率は 15%までとされている。公務員の職を保持し続けることができる。

25-3 項：業界知識をもつ技術エキスパートとして、（第三者による）研究開発の成果の展開に参加する事ができる。と定められている。許容出資比率は 5%までとされている。公務員の職を保持し続ける事ができる。

施行から 15 年を経た時点で、本法制度を利用した起業の効果実績自体は期待値に対しあまり大きく伸びてはいないものの（本法律を援用した起業は過去 10 年、年間約 100 件程度で推移している。2017 年 2 月、適用の一層の柔軟化をめざした法改正の提案報告書が答申されている。）研究者に意識の変革をもたらし、かつ公的研究機関と民間との間の人の流動化をもたらしつつある。起業・企業経営経験者が古巣の公的研究機関で後進の育成に従事する事でエコシステムの形成に少なからず貢献している面もある。

公的研究機関の研究者にとって勤続年数などの履歴を保持しつつ起業を行なえるという点は退職後の年金等を考慮すると、起業の際に直面するハードルを低くする事に少なからず貢献しているといえる。小職の調べでは研究開発型スタートアップが盛んであるグルノーブル・アルプ地方では自己の研究成果のシーズを技術移転しつつ、新企業の経営者は他に求め、自らは科学技術アドバイザーに留まる 25-2 型の起業が圧倒的に多いとの事である。（技術移転促進組合の SATT での例。）経営に適した人材を他に求める事になる為、CEO 経験者などを含む人材ネットワークの存在・人的流動性はスタートアップ成功の一つの鍵といえる。

2. 技術移転促進組合（SATT）をめぐる動き

SATT は原語では Les sociétés d'accélération du transfert de technologies（略称：SATT）となっており、技術移転を加速する会社である。各地域・大学など研究機関に存在した様々な技術移転機構やインキュベーターなどを一部統合しつつ、2014 年地域ごとに全国で計 14 社設立された。各社は特許・知財のエキスパートからなる約 30 名の人員を擁し、ビジネスモデルとして、地域にある公的研究機関、大学においてなされた個々の研究結果（シーズ）を案件として、シーズ保持者と共に競合調査・市場のニーズ分析を行ない、ビジネスとしての採算性を判断しつつスタートアップの立ち上げをサポート。案件へのシードファンディングを行なう。スタートアップへの投資からのリターンおよびライセンス収入等による独立採算をめざす。定期的な案件会議に基づき投資判断を行い実行し、案件の到来から製品の市場投入まで時間短縮を図っている。各社業容が一部異なりインキュベーションも行なっているところもある。

この SATT の特徴は国の豊富な補助金を元手に公的研究機関由来のシードファンディングを行なっている事である。3 年ごとに国の監査がありスタートアップへの投資活動を通じ 10 年をめどで独立採算ベースにのせる事を求められている。

2017 年 1 月の SATT 協会（LE RESEAU SATT）の発表では SATT 計 14 社全体で 2014 年の設立以来 7700 件のシードプロジェクトを発掘し、1697 件の特許を申請。498 件の企業とのライセンス契約締結に至り、173 件のスタートアップを送り出している。

SATT の設立資金は国と地域の大学、公的研究機関が共同で出資しており、国の費用は大規模投資＜将来への投資＞（Le Programme d'investissements d'avenir：略称 PIA）の第 2 期の枠組より資金の注入が開始された。（10 年間で 856M€）。国からの SATT への資金のウェイトの大きさを考慮すると、国内にあるその他の技術移転機関のうち特異性・専門性のないものは SATT へと統合・淘汰されていく可能性は十分にある。反面、産業構造にばらつきがあるフランスの各地方で各 SATT が単一のビジネスモデルを採用し、10 年後に各々独立採算をめざす事には今後の困難が伴う事が予想される。

従来、フランスでは地方により事情は異なるが、大学・公的研究機関に様々な技術移転組織があり、かつ近年その数は増している。この傾向は国内にある大学、理工系学校、ビジネススクール、大学病院および公的研究機関に属する技術移転支援機関が加盟する技術移転支援機関のネットワークである、レゾ・キュリー（RESEAU C.U.R.I.E）の加盟数の増加となって現れている。本協会は 2017 年現在創設 26 年となるが、2000 年から 2008 年にかけて加盟数は 70 から 162 に増加し、近年は技術移転促進組合（SATT）、技術研究所（IRT）、大学病院研究所（IHU）などの加盟も加わり 2017 年現在 190 を数えている。

先に SATT は各地域・大学など研究機関に存在した様々な技術移転機構やインキュベーターなどを一部統合しつつ設立された事を述べたが、SATT 結成後の今日でも全国にある COMUE（複数の大学・研究機関等からなる連合体）などに同種の技術移転組織が大学などの子会社として存在しアクセスの良さや実績、人のネットワークを生かし積極的に活動をしている。また公的研究機関の中には、国立保険医学研究所（INSERM）や原子力・代替エネルギー庁（CEA）といった機関は独自の技術移転組織をもち事業の大きな柱の一つとしているといった状況がある。医学関連など時間軸の長い産業分野などではこの傾向は顕著である。

実は SATT には一部前身となる組織である DMTT（Dispositifs mutualisés de transfert de technologies という組織がありこれは 2005 年に高等教育・研究・イノベーション省（現 MESRI）の主導で国立研究機構が公募して組織された。当時大多数の高等教育機関では個別に知財技術移転部署がなく、MESRI の意図はしばしば少人数体制であった各機関の知財部署を同じ地域にあるものは統合をする事でより効果的な組織とする事にあった。本組織はその後一定の役割を果たしたが、利用者である研究者からのわかりにくさ、知財権の共有などの難しさ、知財権の保護に関する財政等問題も浮き彫りになり、2009 年以降 SATT への改組への動きへとつながっていった経緯がある。

以上みた状況を踏まえ、SATT への資金面の優位性はあるが、国内のその他の活発な技術移転部門の存在を踏まえると、今後も引き続きフランスの技術移転機関をめぐる体制は混沌とし続ける可能性はある。

3. 大学での起業家育成について

2014 年、当時の国民教育・高等教育・研究省、経済産業デジタル省および、フランス預金供託公庫（Caisse des dépôts）のイニシアティブにより学生起業家（SNEE）制度が導入された。また同時にその受け皿

として各学区にある大学・学校内にイノベーションと技術移転および起業の為に学生クラスターであるペピット（PEPITE：後述）が組織されラベル化された。

① SNEE（仮：国立認証学生起業家）

この制度はハイレベルのアスリートに供与されている支援モデルを参考に学生起業家向けに施行された。応募により選抜された学生は、学業の傍らインターンシップを含む起業準備を行うにあたり必要に応じて、試験を含む履修学科日程の調整を行うことができ、かつ起業の為に特別なトレーニングコースや起業に有用な学課を受講することができる。学生起業家1名あたり2名のメンター（起業経験者と教授が各1名）がつく。社会保障、ワークスペースなどを利用する事ができる。対象は学士号レベルから博士号レベルを履修中・履修後免状取得済みの学生である。この社会保障制度は28才まで享受可能であるため、免状取得後就労前で社会保障制度に入れない起業家志望者には有用な補助となる。

このSNEEを享受する者はまた、起業家ネットワーク（エコシステム）へのアクセスを得ることができる。選抜は各学区にある大学・学校内に創設されたPEPITE（後述）にて行われる。

選考委員は大学関係、コンサルタント、起業家から各1/3ずつ選ばれる。選抜の基準は、本人の熱意と野心および起業プロジェクトの現実性である。資金は2014-2016期においては260万ユーロであった。選抜された学生は、起業に必要な学課の受講やメンター（起業家・教授）、社会保障、ワークスペースなどを利用する事ができる。全国レベルで1556件の学生起業家が登録されている（2016年現在）。2000年前後以降生まれの若者には起業は身近な選択肢となりつつあるようだ。

② イノベーションと技術移転および起業の為に学生クラスター（ペピット：PEPITE）

上記2014年のSNEEの導入と共に、フランス全土で29ヶ所に区分けされる各学区内にある大学・学校内にイノベーションと技術移転および起業の為に学生クラスター（PEPITE：Pole Etudiant Pour l'Innovation, et Transfert et l'Entrepreneuriat）が組織された。ペピットはフランス語で金剛石（ダイヤモンドの別称）という意味もある。主な役割は起業を志す学生にフリーの共同ワークスペースや会議スペース、地域でおこなわれる様々な起業イベントや地域の起業家ネットワークへのアクセス、コーチング等を提供する事である。

常駐の職員がおり、起業家学生のサポートを行っている。運営委員会が財政面、教育面、地域起業家との連携面、起業のためのサポート面について統括をし、起業する学生の技術移転を支援している。

各PEPITEの予算は学区域により幅があるがほぼ50万ユーロ内外である。

PEPITEでは定期的にPEPITE賞コンクールが開催されており賞金は高等教育・研究・イノベーション賞とフランス預金供託公庫より授与される。本コンクールは同じく高等教育・研究・イノベーション（MESRI）が主導するi-LABコンクールと同時に開催されている。

地方により異なるが、同種の組織が15年程前より存在し今回の設置の際にペピットに組み入れられた様な箇所もある。組織が古く背後の経験者起業家ネットワーク基盤が強固である地域ほど、クラスターとしての活動もより成功しやすくなる側面がある。いずれにしても全体としてはまだ組織化されて年が浅く今後の試行錯誤を経てより、顧客である学生起業家のニーズにあったものとなっていく事が期待されている。

公的研究機関発のスタートアップをめぐる状況に焦点をあてて見てきたが、経済省主導の取り組みとしては、フランス貿易投資庁（ビジネスフランス）の運営するフレンチテック活動等が挙げられる。活動の一部は以前から存在していたが、その活動を統合しフレンチテックと銘打つ（ラベル化）事により、より発信力を高めている。多くはIT技術を駆使し既存の社会内ニーズに新しいプラットフォームを提案する型のスタートアップを輩出している。またフランスでは研究開発費の税額控除、設立間もないイノベーション起業への税の優遇などもあり、スタートアップ支援では重要な働きをしているといえる。

また自治体などの動きも見逃せない。パリ市では、市の経済開発公社（Paris and Co.）が公的研究機関発のものに限らないスタートアップの誘致育成に努めており2015年の数字ではパリ市内のインキュベーション施設は25件（延べ床面積13万㎡）を数え、今後5年をめぐりにさらに10万㎡を増設予定である。（パリ市面積は東京23区の面積の約六分の一である。）直近では今年7月には古い駅舎を改装した<ステーションF>が市内にお目見えし、報道されている。